

## 紹介手数料の返戻金制度

株式会社グロップ

【許可番号 33-ユ-010063】

1. 有料職業紹介契約に基づき紹介先企業に入社した人材(以下、入社者という。)が、専ら入社者の責に帰すべき事由により退職に至った場合、弊社は、紹介先企業から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算した金額を紹介先企業に払い戻します。  
ただし、紹介予定派遣を経て入社した人材については、その退職理由がいかなるものであっても紹介手数料の払い戻しはいたしません。
  - (1) 入社後 1 ヶ月以内に退職：紹介手数料の 50%
  - (2) 入社後 1 ヶ月超 2 ヶ月以内に退職: 紹介手数料の 30%
  - (3) 入社後 2 ヶ月超 3 ヶ月以内に退職: 紹介手数料の 20%
  - (4) 入社後 3 ヶ月超に退職: 紹介手数料の返還無し
  
2. 専ら紹介先企業の都合により退職に至った場合には、紹介手数料の返還は行わず、退職日が紹介先企業からの紹介手数料支払い前であっても、紹介先企業の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとします。
  
3. 入社者の急な死傷病等、不測の事態による退職ならびに処遇その他の労働条件が、予め紹介先企業が入社者に対して明示した労働条件と著しく異なることに起因する退職である場合は、原則として紹介手数料の返還は行ないません。

以上